

# 今月は、介護保険制度について



**Q1** 現在「要介護1」の認定を受けていますが、今「要支援1・2（新予防給付）」と認定されたら家事援助サービス（ホームヘルプサービス）が利用できなくなるのですか。



**A1** サービスが利用できなくなるわけではありません。  
新予防給付では家事援助をすべてヘルパーに任せるのではなく、利用者がヘルパーといっしょに家事を行うような自立を助けるサービスが用意されています。できることはなるべく自分で行うことで、心身の状態の悪化を防いだり改善することができるからです。



**Q2** 現在「要介護2」の認定を受けています。福祉用具を借りたいと考えています。どのようなものが対象で、手続きはどうすればいいのですか。



**A2** 次の12種類が貸し出しの対象です。  
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード等） 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人はいかい感知機器 移動用リフト（つり具の部分を除く入浴用リフト（垂直移動のもの） 段差解消機（段差解消リフト） 立ち上がり座いすも含まれます。）  
\*要支援1・2のかた、要介護1のかたが、利用できる品目は次のとおりです。 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえの4種類です。他の品目については原則として利用は認められません。ただし、既に8種類の福祉用具貸与を受けているかたは、平成18年9月30日まではその福祉用具を引き続き利用できます。  
手続き等については、介護認定給付係、または担当のケアマネジャーにご相談ください。  
\*自己負担額は、月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の割を自己負担します。



**Q3** 現在、介護認定を受けています。福祉用具を購入したいと考えています。購入できるもの、またどのようにすればよいですか。



**A3** 平成18年4月1日から事業者指定制度が導入され、指定を受けている事業者からのみ購入することとなります。特定福祉用具の支給対象は、次の5種類です。  
腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 \*年間10万円までが限度で、その割を自己負担します。（毎年4月1日から1年間）  
購入等については、介護認定給付係、または担当のケアマネジャーにご相談ください。



**Q4** 現在、介護認定を受けています。自宅を住宅改修したいと考えています。対象となる工事、また手続きの流れについて教えてください。



**A4** まず、着工（工事）をする前に必ずケアマネジャーの作成する住宅改修を必要とする理由書を添付して、事前審査依頼書を高齢福祉課へ提出し、承認または不承認の決定を受けます。承認の場合は、その後、着工し、完成となり住宅改修費支給申請書に領収書等を添付して、償還払い（ご本人の口座に振込み）により支給となります。  
対象となる工事は、手すりの取り付け 段差の解消 滑り防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取り替え 洋式便器等への便器の取り替え その他これらの各工事に付帯して必要な工事です。\*利用限度額は20万円まで。



**Q5** 今は元気で、福祉の世話にもなっておらず、介護サービスを使う予定はありませんが、それでも保険料を払わなければならないのですか。



**A5** 介護保険は、保険料などを財源として、高齢者の介護を社会全体で支え合っていくために生まれた社会保険制度です。  
したがって、介護サービスを受ける、受けないにかかわらず、保険料を納めていただかなければ、支え合いのしくみが成り立たなくなってしまいます。  
介護保険からのサービスを受ける権利があると同時に、保険料は支払う義務があるのです。

# 質疑応答形式でお知らせします。



Q6 妻（67歳）は、私（70歳）の扶養家族なのに、介護保険料を払わなければならないのですか。



A6 65歳以上のかたは、第1号被保険者となりますので、個々に介護サービスを受ける権利があるとともに、個々に保険料を負担する義務があります。  
したがって、扶養の有無にかかわらず、夫婦ともに保険料を負担していただきます。  
なお、妻の年金の額が少なく、天引きの対象とならない場合には、例えば、妻の分を夫が代わって納めることもできます。



Q7 65歳になるが、いつから保険料を納めるのですか。



A7 65歳の誕生日の前日を含む月から、第1号被保険者の保険料を納めていただきます。  
例えば、11月1日生まれのかたは10月分から、11月30日生まれのかたは11月分から保険料を納めていただくことになります。



Q8 保険料の額はどのように決まるのですか。



A8 高齢者の保険料は、介護サービスの量によって決まります。つまり、要介護者のかたが多かったり、要介護者のかたがより多くの介護サービスを利用する市町村では、その分だけ保険料も高くなりますが、逆に、要介護者のかたが少なかったり、要介護者のかたがあまり介護サービスを利用しない市町村では、保険料も安くなります。  
なお、白岡町では、平均となる保険料額（基準額といえます。）は、月額3,617円となり、平成18年度から平成20年度までの3年間は同じ基準額となります。



Q9 年金から天引きされると聞きましたが、どの年金から天引きするのですか。



A9 平成18年度から天引きの対象となる年金が拡大され、老齢基礎年金、老齢・退職年金、遺族年金（1）、障害年金（2）が対象となります。天引きの対象とならない年金は、老齢福祉年金です。  
1、2 平成18年度から新たに対象となりました。



Q10 私には、同居の家族がいますが、私には、収入がほとんどないので、保険料を納められないのですが、どうしたらよいのですか。



A10 配偶者や世帯主には、保険料を連帯して納付する義務がありますので、本人に収入がない場合には、本人に代わって、配偶者や世帯主に保険料を納めていただくことになります。



Q11 収入が少なく、保険料が払えないのですが、どうしたらよいですか。



A11 一人ひとりの保険料の額は、年金のほか、給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決められます。収入が少ないかたには、無理のない負担となるよう、住民税の課税状況などに応じて、7段階の保険料となっており、住民税が非課税の世帯については、低い保険料となっています。  
そして、災害や扶養者の失業などで、今は、保険料が払えない場合には、徴収猶予の方法があります。また、倒産などで保険料の支払いが困難な場合には、個々の状況により減額または免除の方法もありますので、高齢福祉課にご相談ください。



Q12 保険料の納め忘れや滞納があると、その分はだれが負担するのですか。



A12 保険料は、白岡町内に住むすべての高齢者のかたがたがみんなで負担することとなっているので、仮に保険料を納めないかたがいれば、その人の分は、白岡町内に住むほかの高齢者のかたがたがみんなで負担することとなってしまいます。納期内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ先 高齢福祉課 内線176 177・178・179